⑰　実績評価は、次に掲げる事項に留意して行うこと。

ア　実績評価は、個々の積極的支援対象者に対する特定保健指導の効果について評価するものであること。

イ　設定した行動目標が達成されているかどうか並びに身体状況及び生活習慣に変化が見られたかどうかについての評価を行うこと。

ウ　必要に応じて行動計画の策定の日から６月を経過する前に評価時期を設定して積極的支援対象者が自ら評価するとともに、行動計画の策定の日から６月以上経過した後に医師、保健師又は管理栄養士による評価を行い、評価結果について積極的支援対象者に提供すること。

エ　実績評価は、面接又は通信を利用し、積極的支援対象者に提供すること。

オ　実績評価は、継続的な支援の最終回とともに実施しても構わないこと。

○厚生労働省告示第九十二号

特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準（平成十九年厚生労働省令第百五十七号）第十六条第一項の規定に基づき、特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第十六条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者を次のように定め、平成二十五年四月一日から適用し、特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第十六条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者（平成二十年厚生労働省告示第十一号）は平成二十五年三月三十一日限り廃止する。

平成二十五年三月二十九日　　厚生労働大臣　田村　憲久

特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第16条第１項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者

特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準（平成19年厚生労働省令第157号。以下「実施基準」という。）第16条第１項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者は、特定健康診査（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「法」という。）第18条第１項に規定する特定健康診査をいう。以下同じ。）の実施を委託する場合にあっては、第１に掲げる基準を満たす者とし、特定保健指導（同項に規定する特定保健指導をいう。以下同じ。）の実施を委託する場合にあっては、第２に掲げる基準を満たす者とする。なお、平成30年３月31日までの間は、第２の１の⑶及び⑷中「又は管理栄養士」とあるのは「、管理栄養士又は保健指導に関する一定の実務の経験を有する看護師」と、第２の１の⑸及び⑹中「保健師、管理栄養士」とあるのは「保健師、管理栄養士、保健指導に関する一定の実務の経験を有する看護師」とする。

第１　特定健康診査の外部委託に関する基準

１　人員に関する基準

⑴　特定健康診査を適切に実施するために必要な医師、看護師等が質的及び量的に確保されていること。

⑵　常勤の管理者（特定健康診査を実施する施設において、特定健康診査に係る業務に付随する事務の管理を行う者をいう。以下この⑵において同じ。）が置かれていること。ただし、事務の管理上支障がない場合は、当該常勤の管理者は、特定健康診査を実施する施設の他の職務に従事し、又は同一の敷地内にある他の事業所、施設等における職務に従事することができるものとする。

２　施設、設備等に関する基準

⑴　特定健康診査を適切に実施するために必要な施設及び設備等を有していること。

⑵　検査や診察を行う際に、受診者のプライバシーが十分に保護される施設及び設備等が確保されていること。

⑶　救急時における応急処置のための体制が整っていること。

⑷　健康増進法（平成14年法律第103号）第25条に規定する受動喫煙の防止措置が講じられていること（医療機関においては、患者の特性に配慮すること。）。

３　精度管理に関する基準

⑴　特定健康診査の項目について内部精度管理（特定健康診査を行う者が自ら行う精度管理（特定健康診査の精度を適正に保つことをいう。以下同じ。）をいう。）が定期的に行われ、検査値の精度が保証されていること。

⑵　外部精度管理（特定健康診査を行う者以外の者が行う精度管理をいう。）を定期的に受け、検査値の精度が保証されていること。

⑶　特定健康診査の精度管理上の問題点があった場合に、適切な対応策が講じられるよう必要な体制が整備されていること。

⑷　実施基準第１条第１項各号に掲げる項目のうち、検査の全部又は一部を外部に再委託する場合には、再委託を受けた事業者において⑴から⑶までの措置が講じられるよう適切な管理を行うこと。

４　特定健康診査の結果等の情報の取扱いに関する基準

⑴　特定健康診査に関する記録を電磁的方法（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。以下同じ。）により作成し、保険者に対して当該記録を安全かつ速やかに提出すること。

⑵　特定健康診査の結果の受診者への通知に関しては、当該受診者における特定健康診査の結果の経年管理に資する形式により行われるようにすること。

⑶　特定健康診査に関する記録の保存及び管理が適切になされていること。

⑷　法第30条に規定する秘密保持義務を遵守すること。

⑸　個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及びこれに基づくガイドライン等を遵守すること。

⑹　保険者の委託を受けて特定健康診査の結果を保存する場合には、医療情報の安全管理（組織的、物理的、技術的、人的な安全対策等）を徹底すること。

⑺　特定健康診査の結果の分析等を行うため、保険者の委託を受けて特定健康診査の結果に係る情報を外部に提供する場合には、分析等に当たり必要とされる情報の範囲に限って提供するとともに、提供に当たっては、個人情報のマスキングや個人が特定できない番号の付与等により、当該個人情報を匿名化すること。

５　運営等に関する基準

⑴　特定健康診査の受診が容易になるよう、土日若しくは祝日又は夜間に特定健康診査を実施するなど、受診者の利便性に配慮し、特定健康診査の受診率を上げるよう取り組むこと。

⑵　保険者の求めに応じ、保険者が特定健康診査の実施状況を確認する上で必要な資料の提出等を速やかに行うこと。

⑶　特定健康診査の実施者に必要な研修を定期的に行うこと等により、当該実施者の資質の向上に努めること。

⑷　特定健康診査を適切かつ継続的に実施することができる財務基盤を有すること。

⑸　保険者から受託した業務の一部を再委託する場合には、保険者との委託契約に、再委託先との契約においてこの告示で定める基準に掲げる事項を遵守することを明記すること。

⑹　運営についての重要事項として次に掲げる事項を記した規程を定め、当該規程の概要を、保険者及び特定健康診査の受診者が容易に確認できる方法（ホームページ上での掲載等）により、幅広く周知すること。

ア　事業の目的及び運営の方針

イ　従業者の職種、員数及び職務の内容

ウ　特定健康診査の実施日及び実施時間